3　継続長期組合員については、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第二百四条の規定の適用を受ける職員に係る給料及び報酬に含まれる手当に相当するものとして組合の運営規則で定めるものを報酬とし、同条の規定の適用を受ける職員に係る期末手当等に含まれる手当に相当するものとして組合の運営規則で定めるものを期末手当等とする。

第四十条の次に次の一条を加える。

（組合役職員等の報酬等）

第四十条の二　組合役職員（法第百四十一条第一項に規定する組合役職員をいう。次条第一項及び第三項において同じ。）については、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第二百四条の規定の適用を受ける職員に係る給料及び報酬に含まれる手当に相当するものとして組合の運営規則で定めるものを報酬とし、同条の規定の適用を受ける職員に係る期末手当等に含まれる手当に相当するものとして組合の運営規則で定めるものを期末手当等とする。

2　連合会役職員（法第百四十一条第二項に規定する連合会役職員をいう。次条第二項において同じ。）については、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第二百四条の規定の適用を受ける職員に係る給料及び報酬に含まれる手当に相当するものとして法第百四十一条第二項の規定により総務大臣が指定する組合の運営規則で定めるものを報酬とし、地方自治法第二百四条の規定の適用を受ける職員に係る期末手当等に含まれる手当に相当するものとして当該組合の運営規則で定めるものを期末手当等とする。

第四十一条第一項を削り、同条第二項中「組合の組合役職員に」を「組合役職員に」に、「費用として法第百十三条第三項第二号」を「法第百十三条第四項第二号」に改め、同項の規定により」の下に「それぞれの」を加え、「毎年度」を「組合の毎事業年度」に改め、同項第一号中「組合（」の下に「指定都市職員共済組合」を加え、「額に当該」を「額に、当該」に、「組合員」を「第三号厚生年金被保険者」に、「標準給与」を「厚生年金保険標準報酬等合計額」に改め、同項第二号中「市町村職員共済組合又は」を「指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は」に、「額に当該」を「額に、当該」に、「市町村連合会を組織するすべての市町村職員共済組合及び都市職員共済組合」を「全ての構成組合」に、「組合員」を「第三号厚生年金被保険者」に、「標準給与」を「厚生年金保険標準報酬等合計額」に改め、「組合役職員」の下に「である第三号厚生年金被保険者」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項中「市町村連合会又は地方公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）の」及び「（法第百四十一条第二項に規定する連合会役職員をいう。）」を削り、「費用として法第百十三条第三項第二号」を「法第百十三条第四項第二号」に、「毎年度」を「連合会（法第百四十一条第二項に規定する連合会をいう。以下同じ。）の毎事業年度」に、「金額」を「額」に改め、「組合が」の下に「指定都市職員共済組合、」を加え、「額に当該」を「額に、当該」に、「組合員の」を「第三号厚生年金保険者の」に、「標準給与」を「厚生年金保険標準報酬等合計額」に、「すべての組合の」を「全ての構成組合の」に改め、「である連合会役職員」の下に「のうち第三号厚生年金被保険者」を加え、「すべての組合を」を「全ての組合を」に、「算定するものとする」を「得た額とする」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　警察共済組合の組合役職員に係る法第百十三条第四項第二号に掲げる費用のうち法第百四十一条第三項の規定により国が警察共済組合の毎事業年度において負担すべきこととなる額は、国民年金法第九十四条の四の規定により警察共済組合が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の二分の一に相当する額に、当該事業年度における警察共済組合の第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に対する警察共済組合の組合役職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額の割合を乗じて得た額に、更に当該事業年度の初日における警察共済組合を組織する職員（国の職員を含む。）である第三号厚生年金被保険者の総数に対する国の職員である第三号厚生年金被保険者の数の割合を乗じて得た額とする。

第四十一条第四項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、「により」の下に「それぞれの地方公共団体が」を加え、「金額」を「額」に改める。

第四十一条の次に次の一条を加える。

（職員引継一般地方独立行政法人等の役職員の報酬等）

第四十一条の二　法第百四十一条の二の規定により職員とみなされた職員引継一般地方独立行政法人の役職員、法第百四十一条の三の規定により職員とみなされた定款変更一般地方独立行政法人の役職員及び法第百四十一条の四の規定により職員とみなされた職員引継等合併一般地方独立行政法人の役職員については、地方独立行政法人法第五十六条第一項において準用する同法第四十八条第一項に規定する報酬又は同法第五十七条第一項に規定する給与のうち、地方自治法第二百四条の規定の適用を受ける職員に係る給料及び報酬に含まれる手当に相当するものとして組合の運営規則で定めるものを報酬とし、同条の規定の適用を受ける職員に係る期末手当等に含まれる手当に相当するものとして組合の運営規則で定めるものを期末手当等とする。

第四十二条第五号中「なつた者及び」の下に「法第百四十四条の三第一項に規定する」を加える。

第四十三条第一項を次のように改める。

国の職員に係る法第百四十二条第二項の表第二条第一項第五号の項の下欄に掲げる一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものは、同法第二十二条の規定に基づく給与のうち期末手当及び勤勉手当に相当するものとする。

第四十三条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「この条において同じ。）の」を「この項において同じ。）の」に、「同項の」を「法第百四十条第一項の」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項各号を次のように改める。

一　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（日本道路公団等民営化関係法施行法第十五条第一項の規定により解散した旧日本道路公団、旧首都高速道路公団、旧阪神高速道路公団及び旧本州四国連絡橋公団を含む。）

二　独立行政法人労働者健康福祉機構（独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧労働福祉事業団を含む。）

三　自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十二号）附則第三条第一項の規定により解散した旧日本自転車振興会

四　国立研究開発法人理化学研究所（平成二十六年独法整備法第八十七条の規定による改正前の独立行政法人理化学研究所法第二条の独立行政法人理化学研究所及び同法附則第二条第一項の規定により解散した旧理化学研究所を含む。）

五　独立行政法人日本貿易振興機構（独立行政法人日本貿易振興機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本貿易振興会を含む。）

六　独立行政法人国際観光振興機構（独立行政法人国際観光振興機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧国際観光振興会を含む。）

七　独立行政法人水資源機構（独立行政法人水資源機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧水資源開発公団を含む。）

八　地方競馬全国協会

九　自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十二号）附則第十条第一項の規定により解散した旧日本小型自動車振興会

十　独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十五号）附則第三条第一項の規定により解散した旧地域振興整備公団並びに中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧中小企業総合事業団及び同法附則第四条第一項の規定により解散した旧産業基盤整備基金を含む。）

十一　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本鉄道建設公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧運輸施設整備事業団を含む。）